

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 21 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第 5 条の 3 給与条例第 38 条第 5 項（給与条例第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は給与等条例第 29 条第 5 項（給与等条例第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表の職務の級が 4 級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第 1 の職員欄に掲げる職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。この場合において、給与等条例の適用を受ける職員に対するこの条の適用については、別表第 1 給料表の欄中「教育職給料表(2)」とあるのは「教育職給料表」と、「医療職給料表(2)」とあるのは「医療職給料表」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（勤勉手当の成績率）</u></p> <p>第 14 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p><u>（1） 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100 分の 150（給与条例第 38 条第 2 項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 190）</u></p> <p><u>（2） 再任用職員 100 分の 80（特定幹部職員にあつては、100 分の 100）</u></p>	<p>（期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及び加算割合）</p> <p>第 5 条の 3 給与条例第 38 条第 5 項（給与条例第 39 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は給与等条例第 29 条第 5 項（給与等条例第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の行政職給料表の職務の級が 3 級以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものは、別表第 1 の職員欄に掲げる職員（行政職給料表の適用を受ける職員を除く。）とする。この場合において、給与等条例の適用を受ける職員に対するこの条の適用については、別表第 1 給料表の欄中「教育職給料表(2)」とあるのは「教育職給料表」と、「医療職給料表(2)」とあるのは「医療職給料表」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（勤勉手当の成績率）</u></p> <p>第 14 条 <u>法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するか</u>に応じて、第 1 号、第 2 号及び第 4 号にあつては当該各号に定める割合の範囲内において、第 3 号の場合にあつては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第 39 条第 1 項及び給与等条例第 30 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p><u>（1） 勤務成績が特に優秀な職員 100 分の 86 以上 100 分の 145 以下（給与条例第 38 条第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 111 以上 100 分の 185 以下）</u></p> <p><u>（2） 勤務成績が優秀な職員 100 分の 78.5 以上 100 分の 86 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 101 以上 100 分 111 未満）</u></p> <p><u>（3） 勤務成績が良好な職員 100 分の 71（特定幹部職員にあつては、100 分の 91）</u></p> <p><u>（4） 勤務成績が良好でない職員 100 分の 71 未満（特定幹部職員にあつては、100 分の 91 未満）</u></p>

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超(特定幹部職員にあっては、100分の45超)、12月に支給する場合においては100分の40超(特定幹部職員にあっては、100分の50超)

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満(特定幹部職員にあっては、100分の45未満)、12月に支給する場合においては100分の40未満(特定幹部職員にあっては、100分の50未満)

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第14条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級11級及び10級の職員	[略]
	職務の級9級及び8級の職員	
	職務の級7級及び6級の職員	
	職務の級5級及び4級の職員	
公安職給料表	職務の級10級の職員	
	職務の級9級及び8級の職員	
	職務の級7級及び6級の職員	
	職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	
[略]		

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級8級以上の職員	[略]
	職務の級7級及び6級の職員	
	職務の級5級及び4級の職員	
	職務の級3級の職員	
公安職給料表	職務の級9級の職員	
	職務の級8級及び7級の職員	
	職務の級6級及び5級の職員	
	職務の級4級の職員及び3級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	
[略]		

研究職給料表	職務の級 <u>5級及び4級</u> の職員	[略]
	[略]	
医療職給料表(1)	職務の級 <u>4級及び3級</u> の職員	[略]
	[略]	
医療職給料表(2)	職務の級 <u>7級及び6級</u> の職員	[略]
	[略]	
医療職給料表(3)	職務の級 <u>6級及び5級</u> の職員	[略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

研究職給料表	職務の級 <u>4級以上の職</u> 員	[略]
	[略]	
医療職給料表(1)	職務の級 <u>3級以上の職</u> 員	[略]
	[略]	
医療職給料表(2)	職務の級 <u>6級以上の職</u> 員	[略]
	[略]	
医療職給料表(3)	職務の級 <u>5級以上の職</u> 員	[略]
	[略]	
[略]		

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。